

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
北 海 道 警 察 各 方 面 本 部 長  
( 参 考 送 付 先 )  
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 交 企 発 第 1 1 4 号  
平 成 7 年 1 1 月 1 6 日  
警 察 庁 交 通 局 長

原 動 機 を 用 いる 歩 行 補 助 車 等 及 び 駆 動 補 助 機 付 自 転 車 の 型 式 認 定 制 度 の 運 用 等 に  
つ いて

こ の 度 、 道 路 交 通 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 総 理 府 令 ( 平 成 7 年 総 理 府 令 第 4 3 号 )  
に よ り 、 原 動 機 を 用 いる 歩 行 補 助 車 等 及 び 駆 動 補 助 機 付 自 転 車 ( 以 下 「 駆 動 補 助 機 付 自  
転 車 等 」 と い う 。 ) の 型 式 認 定 制 度 が 新 設 さ れ た こ と に 伴 い 、 原 動 機 を 用 いる 身 体 障 害  
者 用 の 車 い す 等 の 型 式 認 定 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 平 成 7 年 国 家 公 安 委 員  
会 規 則 第 1 1 号 ) が 別 添 1 の と お り 制 定 さ れ 、 平 成 7 年 1 0 月 1 日 か ら 施 行 さ れ た 。

駆 動 補 助 機 付 自 転 車 等 の 型 式 認 定 制 度 の 概 要 及 び 運 用 上 の 留 意 事 項 は 、 別 紙 の と お り  
で あ る の で 事 務 処 理 上 遺 憾 の な い よ う に さ れ た い 。

(凡例)

「府令」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成7年総理府令第43号。以下「改正府令」という。）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）を、「規則」とは、原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定に関する規則の一部を改正する規則（平成7年国家公安委員会規則第11号。以下「改正規則」という。）による改正後の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）をいうこととする。

第1 駆動補助機付自転車等の型式認定の概要

1 型式認定の実施

駆動補助機付自転車等の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する駆動補助機付自転車等の型式について国家公安委員会の認定を受けることができることとした（府令第39条の2第1項、第39条の3第1項）。

2 型式認定の基準

1の型式認定は、駆動補助機付自転車等が府令第1条又は第1条の3に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによって行うこととした（府令第39条の2第2項、第39条の3第2項）。

3 型式認定の申請

(1) 1の認定を受けようとする者は、所定の様式の申請書を提出し、かつ、当該型式の駆動補助機付自転車等を提示しなければならないこととした（府令第39条の2第3項、第39条の3第3項において準用する第39条の2第3項、規則第1条及び別記様式第1）。

(2) (1)の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならないこととした（府令第39条の2第4項、第39条の3第3項において準用する第39条の2第4項）。

ア 諸元、外観等当該型式の内容に関する事項

イ 製作方法、検査方法等当該型式の駆動補助機付自転車等の製作における均一性を明らかにする事項

ウ 指定試験機関が行う型式についての試験の結果及びその意見

4 型式認定番号の表示等

(1) 国家公安委員会は、1の認定をしたときは、当該認定に係る型式認定番号を指定して申請者に通知することとし、所定の事項を公示することとした（府令第39条の2第5項、第39条の3第3項において準用する第39条の2第5項及び規則第3条）。

(2) 1の認定を受けた者は、次に掲げる事項を当該認定に係る型式の駆動補助機付自転車等に表示することとした（府令第39条の2第6項、第39条の3第3項において準用する第39条の2第6項及び規則第4条）。

ア (1)の型式認定番号

イ 駆動補助機付自転車等の製作等の時期又はその時期を表す略号

ウ 認定を受けた者の氏名又はその氏名を表す略号

## 5 変更等の届出

1の認定を受けた者は、3(1)の申請書の記載事項に変更があった場合等においては、所定の様式の届出書を提出することにより、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出ることとした(府令第39条の2第7項、第39条の3第3項において準用する第39条の2第7項、規則第5条及び別記様式第2)。

## 6 認定の取消し

(1) 国家公安委員会は、1の認定を受けた型式の駆動補助機付自転車等の製作における均一性が確保されていないと認められるとき等は、認定を取り消すこととした(府令第39条の2第8項、第39条の3第3項において準用する第39条の2第8項)。

(2) 国家公安委員会は、1の認定を取り消そうとするときは、当該型式を受けた者に対し、あらかじめ弁明等の機会を与えることとし、当該認定を取り消したときは、当該取消しを受けた者にその旨を通知するとともに、所定の事項を公示することとした(規則第6条)。

## 7 標章のはり付け

1の認定を受けている者は、当該認定に係る型式の駆動補助機付自転車等に所定の様式の標章(以下「TSマーク」という。)をはり付けることができることとした(規則第7条及び別記様式第3)。

## 8 表示の届出等

1の認定に係る型式の駆動補助機付自転車等に認定を受けた者の氏名の略号等を表示した者又はTSマークをはり付けた者は、所定の届出書を提出することにより、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出ることとした(規則第8条及び別記様式第4)。

## 第2 運用上の留意事項

### 1 型式認定の判定基準

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定に係る判定は、別添2に定める基準により、駆動補助機付自転車の型式認定に係る判定は、別添3に定める基準により行うこととする。

### 2 駆動補助機付自転車の型式認定及び普通自転車の型式認定の一括処理の概要

#### (1) 一括認定の実施

第1の1の駆動補助機付自転車に係る型式認定を受けようとする者は、当該駆動補助機付自転車について、普通自転車の型式認定を併せて受けることができることとする。

#### (2) 一括認定の申請

(1)の認定に係る申請を行う場合には、第1の3の駆動補助機付自転車に係る申請書に普通自転車の申請に係る記載をすれば足り、当該申請に添付する書類についても、第1の3(2)の駆動補助機付自転車に係るものを提出すれば足りることとする。

(3) 型式認定番号の指定等

国家公安委員会は、(1)の認定をしたときは、当該認定に係る型式認定番号をそれぞれ指定することとし、当該指定を行った場合における所定の事項の公示についても、認定ごとに行うこととする。

(4) 型式認定番号の表示

(1)の認定を受けた者は、当該認定を受けた駆動補助機付自転車に(3)の指定を受けた型式認定番号をそれぞれ表示することとする。

(5) 変更等の届出

(1)の認定を受けた者は、(2)の申請書の記載事項に変更があった場合等においては、第1の5の駆動補助機付自転車に係る届出書に普通自転車の届出に係る記載をすれば足りることとする。

4 指定試験機関の指定

駆動補助機付自転車等の型式認定に係る指定試験機関として、財団法人日本交通管理技術協会が指定されている。

5 型式認定制度の周知等

(1) 駆動補助機付自転車等の製作者等への周知

型式認定は、型式認定を受けようとする者の申請に基づき行われるものであるが、駆動補助機付自転車等の利用者の利便の促進を図り、交通安全に資するものであることについての理解を得るため、駆動補助機付自転車等の製作者等に対し、型式認定制度の趣旨等の周知徹底を図り、型式認定を受けるよう指導すること。

(2) 駆動補助機付自転車等の利用者への推奨

府令に定める基準に適合しない駆動補助機付自転車等は、自動車又は原動機付自転車に該当することとなることから、利用者に対し、型式認定を受け、基準に適合していることが明確である駆動補助機付自転車等を使用するよう推奨すること。

(3) 駆動補助機付自転車等に係る交通事故があった場合の措置

駆動補助機付自転車等に係る交通事故があった場合において、当該駆動補助機付自転車等が型式認定を受けているものでないときは、当該駆動補助機付自転車等が府令で定める基準に適合しているかどうかについて調査を行い、基準に適合していないことと当該交通事故との間に因果関係が認められるときは、型式認定に係る駆動補助機付自転車等の使用に関する広報啓発の強化等必要な措置を講ずること。

6 TSマークのはり付けについて

TSマークについては、それをはり付けることで、型式認定を受けた者の製作し、又は販売する駆動補助機付自転車等について、認定に係る型式との均一性が確保されていることを外観上明確にして、利用者の一層の便宜を図るとともに、TSマークのはり付けられた駆動補助機付自転車等の普及により、交通安全の推進を図ろうとするものである。

なお、駆動補助機付自転車等に係るTSマークのはり付けを開始するときは、別

途通知する。